

ごみの出し方についてのお願い

株式会社 東洋クリーナー
TEL 082-232-6649

ごみの種類		排出方法	内容
1 可燃ごみ (白地の袋で赤の字)		広島市指定袋 (可燃ごみ用)	生ゴミ、弁当ガラ、茶かす、たばこの吸殻、貝殻、 食材等の付着したトレー、ビニール、固めた食用油 紙おむつ、ティッシュペーパー、紙皿、紙コップ、 割り箸(使用済み)、木くず、落ち葉、剪定ごみ カーボン紙、汚れた紙くず
2 プラスチックごみ (透明の袋で緑の字)		広島市指定袋 (プラごみ用)	包装用ビニール、ナイロン・プラスチック類等 ※汚れたパック、トレー等は可燃ごみ扱い
3 不燃ごみ (透明な袋でオレンジの字)		広島市指定袋 (不燃ごみ用)	文具、事務用品、傘等のプラと金属の混合品 陶器類(割れた茶碗・茶碗・皿・湯呑みなど) ※傘などの長い物は45リットル用の指定袋に 又、片手で持てる範囲の重量でお出し下さい。
4 資源 ごみ	空ビン・空缶 ペットボトル	中身を抜いた状態で 透明及び半透明の袋 (袋詰め)	飲み物・調味料などの空き缶・空き瓶 ペットボトルなど、 ※注意事項※ スプレー缶は、最後まで使用して 穴を開けてだしてください。
	リサイクル古紙	紐・テープ等で しばる。又は、 ダンボール箱詰	新聞紙・雑誌類・カタログ・パンフレット OA用紙、チラシ、はがき、厚紙、名刺 包装紙、封筒(窓空き以外) 商品等の入っていた空箱(靴、お菓子、食品等)
	シュレッダー紙	透明・半透明な ビニール袋	カーボン紙・複写可能な伝票類は可燃ごみ扱い
5 機密書類		ダンボール箱に まとめて封印する	注) 紙以外の物はいれないで下さい。 (クリアファイル・キングファイル等の金属とめ具は 除去して出して下さい)
6 大型ごみ・有害ごみ 一時多量ごみ		原 型	家電製品・パソコン・プリンター・事務椅子 事務机・自転車・掃除機、テーブル他、 蛍光灯・乾電池 (定期収集対象外、別途料金扱いとなります。)

- 令和2年(2020年)4月1日より事業ごみは
「可燃ごみ」「プラスチックごみ」「不燃ごみ」の3種類分別に改訂となります。
- 旧不燃ごみ指定袋在庫分は、「不燃ごみ」又は「プラスチックごみ」として、
分別していただくとそれぞれ使用可能です。
- 各指定袋には、社名、店名等を必ず明記していただきます様、お願い致します。
- 上記分類表を参照し分別を遵守していただきます様、お願い致します。